

緑のボランティアセミナー
参加者募集

▼問合せ
(公財) さいたま緑のトラスト協会事務局
☎048-824-3661

緑のトラスト運動の推進に必要な知識と技能を高めるとともに、ボランティア相互の連携を図るためのセミナーです。

内容
トラスト保全地や里山に関する講義、野外での自然観察、活動時の安全対策等。

日程
9月5日(土)～11月14日(土)の間
全6回

定員
30名(申込順)

対象

セミナー終了後、ボランティアスタッフとして協会活動に参加できる方
※会員でない方は、併せて協会への入会手続きが必要です。

場所
県内トラスト保全地及び埼玉会館等

費用
6,000円(教材費、保険料含む)
※非会員の方は、併せて年会費1,500円が必要です。

免除された国民年金保険料は
後から納めることができます

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となってしまう可能性があります。しかし、追納制度を利用することによって、免除等の承認を受けた期間について後から保険料を納めることができます。

注意事項
●追納ができるのは過去10年以内に免除等が承認されている期間に限られます。

●免除等の承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の額に一定の加算がされます。
なお、老齢基礎年金の受給権者については、保険料の追納をすることができません。

健康長寿歯科検診の実施

▼問合せ 埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課
☎048-833-3130

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳または80歳になら

申込期限

8月28日(金)
電話またはさいたま緑のトラスト協会のホームページからお申し込みください。

医療・保険・年金

ご存知ですか?

国民年金保険料の前納制度

▼問合せ 川越年金事務所
☎049-242-2657

国民年金には、一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度があります。

前納制度には、納付書で納める方法、クレジットカードによる方法(一部対象とならないカードもあります)、口座振替による方法があり、事前の申し込みが必要です。

なお、前納した人が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。



れた被保険者を対象として、健康長寿歯科検診を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。

対象者

- 次のいずれかに該当し、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
- ①昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた方
- ②昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた方

実施期間

令和2年7月1日～令和3年1月31日

※対象となる方には6月下旬頃、案内が送付されています。

契約保養施設をご利用
ください

▼問合せ 町民課
☎62-2154

町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、39都道府県401か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます(年度内2泊まで)。

利用希望の方は、直接保養施設に電

○口座振替で納める場合

※申し込み手続きはご利用の金融機関になります。

	前納額(2年度)	割引額	申込期限	引落日※
2年(24か月分)前納	381,960円	15,840円	2月末日まで	4月末日
1年(12か月分)前納	194,320円	4,160円		
半年(6か月分)前納	98,110円	1,130円	前期分(4～9月分)	
			2月末日まで	4月末日
			後期分(10～3月分)	
			8月末日まで	10月末日

○納付書・クレジットカードで納める場合

	前納額(2年度)	割引額	申込期限	納期限※
2年(24か月分)前納	383,210円	14,590円	2月末日まで	4月末日
1年(12か月分)前納	194,960円	3,520円		
半年(6か月分)前納	98,430円	810円	前期分(4～9月分)	
			2月末日	4月末日
			後期分(10～3月分)	
			8月末日	10月末日

※納期限・引落日は、末日が土日・祝日の場合、翌月最初の金融機関営業日です

話をし、予約をしてください。その際に、埼玉県国保連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用する旨を伝え、料金を確認してください。その後、町民課保険年金担当窓口で、利用券及び助成券を交付しますので、日程や参加者などが決まりましたら、印鑑をご持参のうえ、申請してください。発行された利用券及び助成券を保養施設ご利用の際に提出していただくと、宿泊代金精算の際に、1泊大人1名当り3,000円が差し引かれます。

(予約後取り消しをした場合は、町民課保険年金担当までご連絡をお願いします。)

なお、この利用券及び助成券は旅行会社を利用したバック旅行にはご利用できませんので、ご注意ください。

消費者コーナー

不用品回収サービス
無許可業者に依頼しないで

▼問合せ 企業支援課
☎62-0720

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛で家庭内の片づけに時間を費やす方が増え、粗大ごみの処分に関する相談が寄せられています。

【事例】
処分したい折り畳みベッドや本棚な

どが自宅にある。先日、自宅まで来て不用品の回収を無料で請け負うという業者のチラシが郵便受けに投函されていたので、依頼しようかと思っっている。注意する点はあるか。

【消費者へのアドバイス】

- ①家庭からの粗大ごみ・家電などの不用品を出す場合、処理の方法については、まずは町の環境課(☎62-0719)に確認しましょう。そのうえで、回収を業者に依頼する場合は、必ず町の「一般廃棄物収集運搬許可」を受けている事業者に行きましょう。事業者が家庭からの粗大ごみを回収するには、町の「一般廃棄物収集運搬」の許可や、町からの「一般廃棄物運搬の委託」が必要で、不用品回収サービスに関するトラブルは、無許可業者に依頼した場合に多く見られるので、無許可業者に依頼しないことが大切です。
- ②契約前に料金、作業内容、事業者名・連絡先、解約料等を確認しましょう。
- ③領収書・明細をもらっておきましょう。

困ったときには、お近くの消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へおかけください。